取締役·監査役·執行役員一覧



取締役

- 1 大島 卓 代表取締役社長
- ② 武内 幸久 代表取締役副社長 社長補佐、研究開発本部長、開発委員長
- 3 蟹江 浩嗣 代表取締役副社長

経営企画室・新事業企画室・秘書室・ コーポレートコミュニケーション部・人事部・総務部所管、 電力事業本部管掌、グループ会社統括、大阪支社長、 個人情報総括管理責任者、特定個人情報等の統括責任者、 建設業法統括責任者

- 4 坂部 進 取締役専務執行役員 財務部·資材部所管、東京本部長
- 5 岩崎 良平 取締役専務執行役員 プロセステクノロジー事業本部長、経営業務の管理責任者
- 6 丹羽 智明 取締役専務執行役員 製造技術本部長、品質統括部·環境経営統括部· 安全衛生統括部所管、設備委員長、品質委員長、 環境委員長、安全衛生委員長

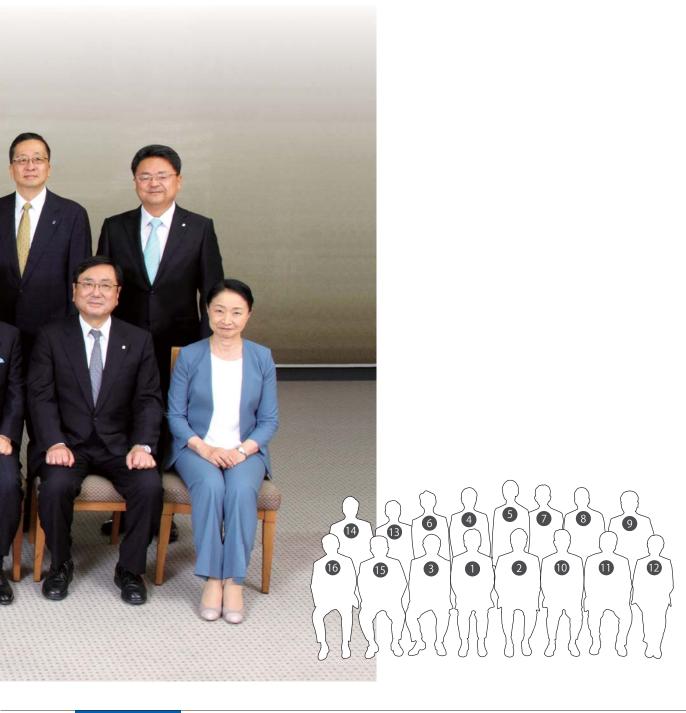
7 石川 修平 取締役常務執行役員 エレクトロニクス事業本部長、

同本部電子部品事業部長

- 8 佐治 信光 取締役常務執行役員 業務監査部・グループコンプライアンス部・ 法務部・知的財産部所管、CSR委員長、 内部統制委員長、競争法全社統括責任者、 Data Protection Officer
- ⑨ 松田 敦 取締役常務執行役員
 セラミックス事業本部長、名古屋事業所長
- 10 蒲野 宏之 取締役(社外)
- 11 中村 利雄 取締役(社外)
- **12** 浜田 恵美子 取締役(社外)

監査役

- 13 水野 丈行 常勤監査役
- 14 杉山 謙 常勤監査役
- 15 田中 節夫 監査役(社外)
- 16 伊藤 純一 監査役(社外)



執行役員



小林 茂 常務執行役員 電力事業本部長、 小牧事業所長



倉知 寛 常務執行役員 セラミックス事業本部 技術統括部長、同本部 センサ事業部長



手嶌 孝弥 常務執行役員 プロセステクノロジー 事業本部副本部長、 知多事業所長



松田 弘人 常務執行役員 セラミックス事業本部 製造統括部長



執行役員 エレクトロニクス事業 本部本部長補佐 (技術・新製品推進プロジェクト担当)



執行役員 NGKエレクトロデバイス (株)代表取締役社長



山田 忠明 執行役員 人事部長、総務部担当



加藤 明 執行役員 エレクトロニクス事業 本部金属事業部長



七瀧 努 執行役員 研究開発本部副本部長、 同本部機能材料プロジェ クトリーダー



井上 昌信 執行役員 プロセステクノロジー 事業本部産業プロセス

事業部長





セラミックス事業本部

ロッパ(ドイツ)取締役社長



宮嶋 敦 執行役員



製造技術本部製造技術 統括部長



神藤 英明 執行役員 財務部長

社外取締役インタビュー



社外取締役 蒲野 宏之

昭和46年 4月 外務省入省

56年 4月 弁護十登録

63年10月 蒲野綜合法律事務所代表

弁護士(現任)

平成19年6月 株式会社小松製作所社外

監査役

19年 7月 住友生命保険相互会社

社外取締役

21年 4月 東京弁護士会副会長

23年 6月 当社取締役(現任)

27年 6月 ハウス食品グループ本社 株式会社社外監査役(現任)

3つのディフェンスラインで、コンプライアンスの一層の徹底を

当社はコンプライアンスの徹底が社是となっており、大島社長が陣頭に立って啓発に努めています。海外の工場で何か事故や問題が起こってもすぐにトップに伝わり、取締役会にも報告される仕組みになっており、コンプライアンスを意識した経営がなされていると思います。

それでも先日、受渡検査の不整合が発生してしまいました。まだトップと 現場の意識にギャップがあったということで、残念に思っています。とはいえ、 大きな組織では、意識のギャップは必ず発生しますので、本質的には意識 喚起に加えシステムで防ぐべきものです。受渡検査であれば、現在事業部内 にある検査部門を切り離す措置がとられておりますが、そうしたシステムを 構築するのがマネジメントの責任です。また、現場の意識ギャップ改善のため には、事業部間や国境を越えた人事交流もさらに進めるべきだと考えます。

加えて、会社の経営がグローバル化していく中でコンプライアンスを徹底していくためには、3つのディフェンスラインが必要です。現場でのコンプライアンス活動が第1ライン、法務部、財務部、品質統括部などの機能部門の国境を越えた支援体制が第2ライン、業務監査部による内部監査が第3ラインです。不祥事は一つ間違えれば、企業経営をも揺るがしかねません。コンプライアンスは、徹底していかねばかえって高くつくものです。3つのディフェンスラインを効率良く動かしつつ、現場の意識をいかに高めていくかが、マネジメントに今後求められる課題であり、取締役会でも検証に努めたいと思います。



社外取締役 中村 利雄

昭和45年 4月 通商産業省(現経済産業省)入省

平成10年 6月 大臣官房総務審議官

12年 6月 中小企業庁長官

19年11月 日本商工会議所・ 東京商工会議所専務理事

23年 6月 当社取締役(現任)

28年 3月 公益財団法人全国中小企業取引

振興協会会長(現任)

28年 5月 株式会社アオキスーパー 社外取締役(現任)

28年 6月 SMK株式会社社外取締役(現任)

コミュニケーション充実や 意思決定の質の向上に注力

就任後7期目が過ぎましたが、業務に対する理解や実務の把握も進み、 取締役会では社外の視点からより充実した議論ができるようになってきま した。取締役会開催後に毎回、各部門の責任者と意見交換を行っています。

組織が大きくなるほど、組織内外とのコミュニケーションが重要性を増します。今社内で問題となっていることは何か、会社の方針はどうか、などの認識を合わせないと、事業部ごとに"タコ壺"化してしまいます。事業の新たなシーズ*や従業員が保有している技術の可能性が、事業部から離れたところに存在することも珍しくありません。互いの経験を語り合い、新たな気付きを得ることは、得てして事業の飛躍につながります。社内のコミュニケーションの一層の充実に向けて、私も取締役会の場を通じて働きかけていきたいと思います。

また、企業運営において重要なのは、大きな決断を行う前にどのような 議論や意思決定が行われてきたか、事後の確認や検証を可能とすること

※新たな事業や製品の開発につながる技術やノウハウ。

です。経営会議の論点が何で、どんな議論を行ったのかを説明可能な状態にしておけば、後日、論点に漏れはなかったか、何が予想外だったのか、リスク判断としては妥当だったのか、これらについて検証し、次に生かすことができます。将来に関する不確実性が高まる中、判断の質を高めていくには、事後の確認や検証は不可欠であり、社内でもだんだん説明責任に対する意識は高まってきました。このプロセスが徹底できるよう意見を述べ続けることも、私の役割だと考えています。



社外取締役 **浜田 恵美子**

昭和59年 4月 太陽誘電株式会社入社 平成13年12月 同社技術グループ技術品証 統括R技術部長

15年 9月 同社技術グループ総合研究所 基礎開発部主席研究員

20年11月 国立大学法人名古屋工業大学 産学官連携センター准教授

23年 4月 同大学産学官連携センター、 大学院産業戦略工学専攻教授

24年 4月 同大学コミュニティ創成教育研究 センター教授

27年 5月 国立研究開発法人科学技術振興機構 研究成果最適展開支援プログラム 第3分野プログラムオフィサー(現任)

28年 7月 国立大学法人名古屋工業大学 非常勤講師(現任)

28年8月国立大学法人名古屋大学客員教授(現任)

29年 6月 当社取締役(現任)

当社の技術には、 さらに広がる可能性が まだまだあると期待しています

新製品は、1年や2年でできるようなものではありません。長年にわたる研究での試行錯誤の積み重ねの結果です。そういう意味で、当期は「Challenge 30」の達成という形で結果を出せ、来期以降も新しい製品が順番に出てくるロードマップを描けていることは、高く評価できます。

ただ、強みである素材の開発力を、もっと魅力的に見せる方法があるのでは、とも思います。当社の真面目な社風は良いのですが、アピールの仕方にはまだまだ課題があると思います。見せ方を変えて社外の関心を高めるなど、情報発信のやり方によってはもっとオープンイノベーションを通じて、技術の価値がさらに高まる可能性が出るのではないでしょうか。持ち前の技術が秘めている可能性を、今はまだ生かせていません。情報をさらに積極的に発信していくべきです。

私は、取締役会や社内の新製品説明会で、B to Cで培った私の経験をふまえた、お客さまの視点を意識した、新製品のアピールの話は必ずするようにしています。部品や技術についても、お客さまのニーズを考えると、もっと応用範囲が広いのではないか、部品供給だけでなくパッケージとして事業展開できないのか、といった指摘も行っています。

これらは、将来の事業ポートフォリオにも関わってくることです。当社の収益性が高いのは、競争の少ない、非常に良いマーケットポジションを取れているからです。そういった製品を増やしてより良いポートフォリオを構築していくために、これから何が必要かという議論を、取締役会で進めていきたいと思います。

日本ガイシは、企業価値の向上に向け、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化・充実のための施策を実施し、全てのステークホルダーの皆さまから信頼される企業を目指しています。

基本的な考え方

企業行動指針と行動ガイドラインの周知徹底

事業活動の適法性と経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、株主重視の公正な経営システムを構築・維持することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としています。

その実現のために監査役会設置会社を選択し、株主総会、取締役会、監査役会に加え、社長の意思決定を補助するための経営会議や各委員会から成るコーポレート・ガバナンス体制を構築、重要事項の審議・検討を通じて、ガバナンスの実効性を高めています。

また、事業環境の変化に即応し、迅速かつ最適な意思決定およびその執行を行っていく必要性から、執行役員制度を導入して経営の「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離を進め、それぞれの役割の明確化と機能強化を図っています。

取締役会の監督・監視機能強化については、当社を取り巻く各々のリスクを取り扱う各委員会のうち主要なものに、 取締役会への報告を義務付けるとともに、指名・報酬諮問委員会、経営協議会、社外役員会議、経営倫理委員会 等を設置し、コーポレートガバナンス・コードの趣旨の徹底を図っています。

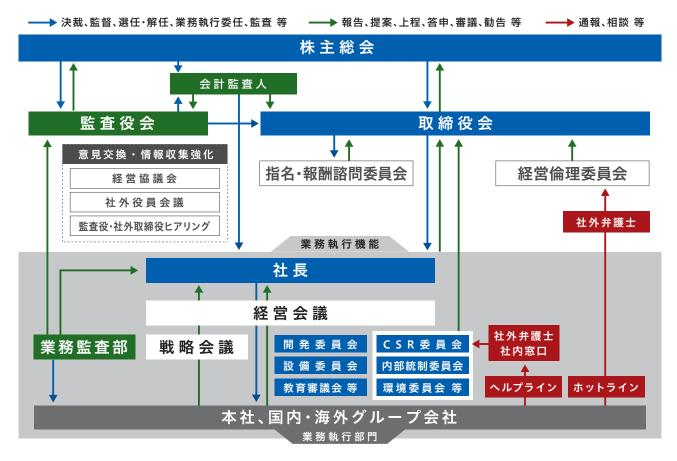
コーポレート・ガバナンス強化の推移

コーポレート・ガバナンスの強化に向け、執行役員制度の導入や、経営の監督・監視機能などの向上や経営全般に対する提言を行うための社外役員制度の導入など、継続的に体制の強化を図っています。

1999年 4月	企業行動指針を制定	2010年 6月	独立役員の指定	
2003年 4月	NGKグループ企業行動指針に改定	2011年 7月	NGKグループ企業行動指針を全面改定	
	執行役員制度の導入	2015年 4月 国連グローバル・コンパクトに参		
2005年 6月	ストックオプションの導入 社外役員制度の導入	2015年 6月	グローバルコンプライアンス室を設置	
2005年 7月	2005年 7月 CSR委員会を設置		コーポレート・ガバナンスに 関する会議体を設置	
2007年 4月	CSR推進室を設置	2017年 6月	社外取締役を1名追加選任	

コーポレート・ガバナンス体制

事業活動の適法性と経営の透明性を確保して経営環境の変化に迅速に対応し、株主重視の公正な経営システムを構築、維持するために、以下のような体制を構築しています。なお、当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。



主要な会議体

コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化・充実を目的として、取締役会の監督・監視機能を強化するための会議体を設置しています。

取締役会

12名の取締役で構成し、会社法で定められた事項および経営に関する重要事項について決議し、取締役の職務執行を監督しています。取締役のうち3名については社外取締役を選任しており、より広い視野からの意思決定と専門的な知見に基づいた経営監視を可能とする体制となっています。2018年6月26日現在、男性11名、女性1名となっています。

監査役会

監査役4名で構成し、取締役会への出席などを通じて取締役の職務執行を監査しています。監査役のうち2名は、 豊富な経験と高い見識を有する社外監査役を選任しており、独立性の高い社外監査役を含む監査役による取締役の職務執行・業務・財政状況の監査を行っています。

経営会議

社長・取締役・監査役および社長の指名する執行役員・部長により構成し、社長の決定を助けるため必要な事項を 審議する機関です。2018年6月26日現在、男性15名、女性1名となっています。

経営倫理委員会

社外役員とコンプライアンスを担当する社内取締役1名で構成され、当社の役員等が関与する不正・法令違反、ならびに、競争法と海外腐敗行為防止法の順守について監視し、取締役会に直接報告するものです。これらの不正・法令違反に歯止めをかける仕組みとして、ヘルプライン制度とは別にホットライン制度を設置し、コンプライアンス体制の強化を図っています。

経営協議会

社外役員と代表取締役などの意見交換の会合であり、経営に関するさまざまな課題について、社外役員から経営 陣への積極的な助言を求めるものです。

社外役員会議

社外役員のみで構成され、取締役会における議論に積極的に貢献することを目的に、当社の経営課題などについて意見を交換するものです。

監査役・社外取締役ヒアリング

監査役と社外取締役で構成され、当社の事業環境や課題について社内関係者から情報を聴取するものです。

指名·報酬諮問委員会

社外役員を過半数として構成され、取締役と執行役員の人事と報酬に関する事項、最高経営責任者の後継者計画などを審議し、その結果を取締役会に答申することにより、役員の人事と報酬決定に関わる公正性の確保と透明性の向上を図るものです。

内部統制システム

内部統制システムの構築と運用には、取締役会のほか社長以下の業務執行機関が当たっています。各部門の業務執行状況については、内部監査の専門部署である業務監査部が監査を行い、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度には、内部統制委員会を設けて対応しています。

また、グループの企業理念を実践していくための指針として、事業活動や行動の基本姿勢を示した「NGKグループ企業行動指針」を定めています。この指針の制定と法令・企業倫理順守のグループ内への徹底、会社に重大な影響を及ぼす恐れがあると判断される事件・事故への対応などについては、コンプライアンス、セキュリティ、社会貢献推進の各専門分科会を傘下に持つCSR委員会が取り扱い、グループの内部統制システムの維持とレベルの向上を図っています。

なお、2017年3月開催の取締役会で、「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議」を改訂 しました。

社外取締役と社外監査役の状況

経営の強化と効率化を図り、取締役の業務執行を監督するために、さまざまな業界で豊富な経験、優れた実績を有する方を社外役員に選任しています。社外役員の独立性については、一般株主と利益相反の生じる恐れがないよう、当社における独立性判断基準と東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を参考として総合的に判断しています。3名の社外取締役は、客観的、合理的な判断が可能な専門家であり、2名の社外監査役からは、主に社会的、財務的視点から意見をいただいています。

社外役員の活動状況 (2017年度)

	氏 名	取締役会出席状況	主な活動状況	
	蒲野 宏之	15回開催のうち15回出席	弁護士としての豊富な経験および専門性を生かして、 コンプライアンス体制の強化や経営戦略の観点から 意見を述べております。	
社外取締役	设 中村 利雄	15回開催のうち15回出席	経済産業行政における豊富な経験および実績を生か して、事業判断の根拠の明確化等について意見を述べ ております。	
	浜田 恵美子	15回開催のうち11回出席 (就任時から当事業年度の末日までに 開催された取締役会の全てに出席	事業開発に携わった経験および研究開発に係る幅広い見識を生かして、技術力強化、商品開発や製品事業 化の観点から意見を述べております。	

	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
	田中 節夫	15回開催のうち 14回出席	14回開催のうち 14回出席	警察行政における豊富な経験および実績を生かして、 リスク管理体制に係る実務対応や強化策等について 意見を述べております。
社外監査役	寺東 一郎	15回開催のうち 15回出席	14回開催のうち 14回出席	株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) および株式会社ニコンにおける経営者としての経験 および幅広い見識を生かして、財務政策等について意 見を述べております。

現在の独立役員と選任の理由(2018年度)

	選任の理由						
社外取締役 蒲野 宏之	長年弁護士として法律実務に携わるとともに、東京弁護士会の副会長を務めるなど、法曹界において豊富な経験と実績を有しております。この経験を生かし、現に当社の社外取締役としてコンプライアンス体制の強化や経営戦略の観点から意見を述べるなど、当社の業務執行への提言および経営の監督を適切に行っていることから、社外取締役に選任しております。						
社外取締役 中村 利雄	通商産業省貿易局長や中小企業庁長官を歴任し、また日本商工会議所の専務理事を務めるなど、長年にわたり商工業の振興に寄与する要職を務めてきております。その経歴を通じて培った見識と豊富な経験を生かし、現に当社の社外取締役として事業判断の根拠の明確化について意見を述べるなど、当社の業務執行への提言および経営の監督を適切に行っていることから、社外取締役に選任しております。						
社外取締役 浜田 恵美子	太陽誘電株式会社に在籍中、CD-R(記録できるCD)の発明および世界初の製品化を主導するなどの顕著な業績を挙げ、その後は名古屋工業大学教授、名古屋大学客員教授として産学官連携を主体とした研究活動に携わってきました。その経歴を通じて培った見識を生かし、現に当社の社外取締役として技術力強化、商品開発や製品事業化の観点から意見を述べるなど、当社の業務執行への提言および経営の監督を適切に行っていることから、社外取締役に選任しております。						
社外監査役 田中 節夫	警察庁の各要職を経て警察庁長官を務めており、行政における豊富な経験および実績を生かし、業務の適法性やリスク管理の観点による当社の経営全般に対する提言が期待できることから、社外監査役に選任しております。						
社外監査役 伊藤 純一	株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)の専務執行役員および株式会社ニコンの代表取締役兼副社長執行役員兼CFOを務めるなど、長年にわたり会社の経営に携わっております。この会社経営の専門家としての豊富な経験とその経歴を通じて培った見識を生かし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のため適切な役割を果たすことができるものと期待できることから、社外監査役に選任しております。						

役員に対するトレーニング方針

新任の取締役と執行役員を対象として、日米における弁護士を講師とした会社法と競争法に関する研修をその就任時に実施しています。加えて、取締役を含む全役員を対象に、競争法執行法域の増加とその実務上のリスクを中心テーマとした競争法コンプライアンスに関する講演会を毎年実施しています。また、社外役員に対しては、主に取締役会上程案件に関する担当部門などからの個別の説明、ならびに事業環境や課題についての定期的な情報提供と意見交換の場を提供しています。

取締役報酬の決定に関する方針

取締役の報酬は、企業理念および経営方針の実現への動機づけ、ならびに役員の責任の明確化と公正性、透明性を高めることを目的として、①役職位に応じた固定的年額報酬としての基本報酬 ②業績に対する成果責任を一層明確にするための業績連動賞与 ③株価への感度を引き上げて中長期的な企業価値向上への意欲と士気を高めるための株式関連報酬、の3つの部分で構成しています。固定的年額報酬と変動報酬の比率については、中長期の業績を重視する観点に立ち、変動報酬の割合が過度にならないよう設定しています。

社外役員を過半数として設置した指名・報酬諮問委員会で、報酬の決定に関する方針、取締役および監査役全体の報酬枠案、取締役および執行役員の個人別の報酬額案について決定し、その決議内容を取締役会に答申しています。 社外取締役および監査役については、独立した立場から経営の監督、監査を行う役割を担うことから基本報酬のみとしています。

取締役および監査役の報酬等の総額 (2017年度)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる	
仅具色刀	(百万円)	基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	で員の員数 (人)	
取締役(社外取締役を除く)	676	428	65	182	-	10	
監査役(社外監査役を除く)	61	61	-	-	-	2	
社外役員	62	62	-	-	-	5	

報酬等の総額が1億円以上である役員の報酬(2017年度)

	役員区分	報酬等の種類別の総額(百万円)				報酬等の
氏名		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	総額 (百万円)
大島 卓	取締役	68	11	47	_	127

取締役会の実効性評価

取締役会の実効性について、取締役会は2018年3月期を対象に取締役および監査役に対するアンケートを実施の上、分析と評価を外部機関に委託し、その内容を取締役会に報告しました。加えて、取締役会事務局が取締役および監査役に対して個別にインタビューを実施して、取締役会の実効性向上のための具体的な方策について意見を聴取し、インタビュー結果をふまえて長期的・戦略的テーマに関する議論を充実させるなど、取締役会の実効性向上のための取り組みを行いました。その結果、当社取締役会はその実効性に問題はなく有効に機能しているとの評価、また、ガバナンスの要件を順守しながら、取締役会議長のリーダーシップのもとに取締役各員が参画して健全で透明性ある議論を実施しているという点が強みであり、この強みは昨年から継続して維持されているとの評価を外部機関から得ております。今後、実効性を向上させるために望ましい事項として、最高経営責任者の後継者計画や経営陣幹部の育成、重要・大型案件のリスクの把握などについては取締役会において状況把握や議論をさらに充実させること、などが必要な課題として挙げられており、当社はこの評価結果に基づき、引き続き取締役会の実効性の確保、強化に努めてまいります。

政策保有株式の保有方針

主として取引関係の維持・強化を図るため、長期的な事業発展に資する上場株式を継続的に政策保有しています。 また、共通の創業者により設立された森村グループの株式を、グループのブランド価値を高めるべく保有しています。 取締役会においては、定期的に政策保有株式の保有意義、株価、配当利回り、格付け等を確認して継続保有の要否 を判断しており、有価証券報告書で保有の狙い・合理性について具体的な説明を行っています。

政策保有株式に係る議決権については、議案の内容が株主利益を損なうものでないか、中長期的な企業価値 向上および株主利益を重視した経営が行われているか、などに着目して行使します。

コンプライアンス・リスクマネジメント

日本ガイシグループは、コンプライアンスをCSRの根幹、信頼性向上への最重要の取り組みと位置付け、従業員へのコンプライアンス意識の浸透と、腐敗防止や法令順守のための具体的な体制づくりに努めています。また、事業拡大に伴いグローバル化・多様化するリスクを最小限にとどめるため、リスクマネジメントの強化に取り組んでいます。

コンプライアンス推進体制

CSR委員会の傘下にコンプライアンス専門分科会を設け、法令・企業倫理順守をグループ内に徹底しています。また、事件・事故の予防策の立案と周知徹底や発生時の対応などのためにセキュリティ専門分科会を設けています。

競争法など取引関連法規の順守

「NGKグループ企業行動指針」の「行動ガイドライン」に独占禁止法の順守を定める一方、国際的な水準に見合う「競争法遵守規定」を日本ガイシグループとして整備し国内外で順守を徹底することで、不公正な行為・取引の排除と、取引先との対等で公正な取引関係の構築・維持に取り組んでいます。

また、「競争法遵守規定」「競争法遵守ハンドブック」の周知徹底 と活用促進のため、教育・研修を実施しています。一方では2015



年度から毎年PwCアドバイザリー合同会社(2016年3月プライスウオーターハウスクーパース株式会社から社名変更)に委託し、コンプライアンスの専門家としての中立的な立場から、競争法遵守規定に基づく競争法遵守プログラムの運用状況、および国内・海外グループ会社を含む日本ガイシグループとしての一元的な監督・報告体制について確認しております。加えて、2017年度からは、事業本部を所管する役員の競争法遵守に向けた取り組み姿勢の確認や、その意識の一層の向上を図るため、PwCアドバイザリー合同会社によるインタビューを実施しております。これらの確認結果を競争法遵守プログラムの改善等に活用しています。

腐敗防止への取り組み

贈賄防止に関する法令の順守と業務遂行に当たって守るべき倫理規準を定めた「外国公務員贈賄防止規定」を制定しています。また、海外グループ会社でも同様に贈収賄防止に関する規定を順次制定し、2017年度は業務監査部が外国送金、接待の実績を確認しました。

輸出入管理

コンプライアンス徹底の一環として、輸出入関連法規の順守・徹底に取り組んでいます。「NGKグループ企業行動指針」の「行動ガイドライン」に安全保障輸出管理関連法規の順守を定め、社内規定や輸出入ハンドブックに基づき管理・教育を確実に行っています。

リスクマネジメント体制

リスク分析と対応

全社共通のリスクとしてコンプライアンス、情報、雇用・労働など6種類のリスクを想定、戦略会議や経営会議などにおける予算・計画の審議や実施決裁の過程で総合的に検討・分析を行い、回避・予防に努めています。

また、風水害や震災など大規模な自然災害、大規模な交通災害などの緊急事態に対しては、重要業務を継続するためのBCP(事業継続計画)を策定し、中央防災対策本部とBCP対策本部が対応に当たります。

事業等のリスクについては NGK Sustainability Data Book 2018をご覧ください。 https://www.ngk.co.jp/sustainability/booklet/

BCP(事業継続計画)への取り組み

BCP(事業継続計画)を全社的に推進し、大規模災害の発生時に事業継続や早期復旧を指揮する組織として、 社長を責任者とするBCP対策本部を設置しています。重要事業の製造拠点の分散化や購買先の複数化、建物・設備の 減災、従業員の安全確保などの各種対策に取り組んでいます。BCPの運用訓練として、大規模災害を想定した訓練を 実施しています。計画に基づき実際に動いてみることで細かい問題点まで抽出し、BCPの改善に役立てています。

情報セキュリティ体制

「NGKグループ情報セキュリティ基本方針」に基づき、CSR委員会傘下のセキュリティ専門分科会が、担当部署である総務部や情報システム部の活動をバックアップすることで、情報資産の適正な管理・運用に努めています。また、情報システム部が毎年グループ会社を数社訪問し、現地でITセキュリティ対策の実施状況のチェック・指導を行っています。

個人情報保護方針と体制

個人情報保護管理規定などの社内規定を設け、お客さまから提供していただいた個人情報の保護・管理・取り扱いを 徹底しています。2015年度から、マイナンバー法の施行に合わせて「特定個人情報等の適切な取り扱いに関する基本方針」 を新たに策定し、公開しています。また、2017年5月30日に施行の「改正個人情報保護法」に準拠しています。

2018年5月25日に施行の欧州一般データ保護規則(GDPR)に対しては、欧州の関連会社で規定を整備しています。

参考URL

個人情報保護について https://www.ngk.co.jp/utpolicy/

特定個人情報等の基本方針 https://www.ngk.co.jp/mynumber/

内部通報制度

ヘルプラインの設置

「NGKグループ企業行動指針」の趣旨に反する行為の抑制や未然防止、早期解決のために、従業員からの相談・報告を受け付けるヘルプラインを設けています。海外グループ会社は会社ごとにヘルプラインを設置しています。相談・報告者の保護は社規で約束されています。2017年度のヘルプライン相談件数は43件でした。

ホットラインの設置

日本ガイシの役員等が関与する不正・ 法令違反、ならびに、競争法および海外 腐敗行為防止法違反に対応する内部通 報制度としてホットラインを設けていま す。ホットラインは、社外弁護士が窓口と なり、社外役員を中心に構成される経営 倫理委員会が取り扱い、同委員会が取締 役会へ直接報告するものです。海外グ ループ会社については国ごとに現地の 状況を考慮しながら設置しています。

